

□■受験対策ミニ講座 5号 2022□■（養成所ニュースプラス 10号）

国家試験の申込受付期間も今日が最終日です。受験票は、『受験の手引』に12月9日に発送されるとありますので、出願した方は、手元に届くのをお待ちください。

さて、10月1日から赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まりました。お近くの駅などで大きな声で呼びかけている子どもたちの姿も目にした方も多いのではないのでしょうか。

今回は「福祉行財政と福祉計画」から共同募金の出題です。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第29回問題 42】社会福祉法に定める共同募金に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 共同募金は、市町村の区域を単位として募集される。
2. 共同募金を行う事業は、第二種社会福祉事業である。
3. 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行うことが禁止されている。
4. 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を営業者以外にも配分される。
5. 国は、寄附金の配分について関与できる。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(33期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします※本日申込締切です※

・第35回国家試験の受験申込受付期間は、令和4年10月7日（金）まで（消印有効）です。

※『受験の手引』には、〔10月8日（土）以降の消印のものは、受け付けできません〕と明記されています。ご注意ください。

・第35回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

受験申し込み手続きについてはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催予定です。

詳細は追ってご連絡しますので、今しばらくお待ちください。

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 正答と解説】

共同募金会や共同募金に関する問題は、「現代社会と福祉」「地域福祉の理論と方法」からも選択肢として多く出題されています。確実な知識にすることで、正解だけでなく、不正解の判断をすることができます。

共同募金は、1947（昭和 22）年の「国民たすけあい運動」を契機として、その後、1951（昭和 26）年の社会福祉事業法（現「社会福祉法」）により制度化されました。2000（平成 12）年の社会事業法（現「社会福祉法」）の改正で、共同募金会が災害ボランティアの支援等を行えるように、災害時に備えて寄付金の一部を「準備金」として積み立てられるようにしました。災害時には準備金の一部又は全部を当該区域外にも拠出できると定めています。

しかしながら、年間の募金実績総額（一般募金と歳末助け合い募金の合計）は、最も多かった 1995（平成 7）年を 100 とすると、2020（令和 2）年は 63.5 となり、この間ほぼ一貫して減少しています。

1. ×共同募金とは、都道府県の区域を単位として、毎年 1 回、厚生労働大臣の定める期間内に限って行う寄付金の募集です。（第 32 回にも出題あり）
2. ×第一種社会福祉事業は、主に入所施設と覚えがちですが、第 113 条には第 2 条の規定にかかわらず、共同募金は「第一種社会福祉事業とする。」とあります。共同募金を行う事業が第 1 種社会福祉事業であるのは、その高い公共性に鑑み、適正な運営を強く求められているためです。（第 30 回にも出題あり）
3. ○社会福祉法第 113 条第 3 項の規定どおりです。（第 31・34 回にも出題あり）
4. ×第 117 条第 1 項に「社会福祉を目的とする事業を経営するもの以外の者に配分してはならない。」とあり、第 112 条では、地域福祉の推進を図るため、区域内の社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者に配分するとしています。（第 33 回にも出題あり）
5. ×第 117 条第 4 項に「国及び地方公共団体は、寄付金の配分について干渉してはならない。」とあります。また、第 117 条第 2 項には、配分は、共同募金会に置かれる「配分委員会の承認を得なければならない。」とあります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus